

令和5年度事業計画

公益社団法人高槻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は昭和57年に創立され、会員の延べ登録者数は1万1千人を超え、本年6月6日には、センター設立40周年記念式典を実施します。

このように長きにわたり事業運営ができましたのも、会員の団結と協力のもと、高槻市（以下「市」という。）をはじめ、各事業者や市民の皆様方のご支援の賜物であります。この積年の実績を踏まえ、更なる発展・充実を目指し、新たな気持ちで、地域への貢献につながる事業運営に取り組みます。

さて、我が国の経済をみますと、ウイズコロナということで、経済活動は徐々に回復の兆しが見え始めているものの、新型コロナウイルスの再拡大懸念、また、世界的な半導体供給不足やウクライナ情勢などに伴う急激な円安進行等により物価が上昇したことから、先行きは依然不透明な状況にあります。

そのような中、令和3年4月施行の「改正高齢者雇用安定法」において、少子高齢化が急速に進む中、人生100年時代を迎え働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、多様な形態による雇用・就業機会の確保等としてシルバー人材センター事業の推進が掲げられており、高齢者の就業ニーズに応じた生きがいの充実と地域社会の活性化を図るため、私たちの果たすべき役割と社会から寄せられる期待はますます大きくなってきています。

センターが地域社会等からの期待に応え、存在意義を高めていくためには、多くの高齢者を会員として活力ある組織を作り上げていくことが不可欠であるため、会員数を一日も早くコロナ前の水準に回復させるべく、女性会員の入会促進やICTの活用など創意工夫を凝らした会員確保が求められています。

本年10月からは消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、シルバー事業を取り巻く環境はますます厳しさを増すこととなりますが、遺漏なく対応してまいります。

会員の就業拡大においては、シルバーの“人材力”を発揮して、「空き家管理」、「介護予防」など地域に密着した事業や、「人手不足分野」事業の受注拡大に積極的に取り組みます。一方、労働者派遣事業についても、ますます、その意義が高まっており、引き続き事業拡大に努めます。

また、令和6年度からスタートする「第四次中期計画」（2024年度～2028年度）策定委員会を設置し、地域社会に貢献する公益社団法人として市民の皆さんから信頼されるセンターを目指します。

以上の考え方に立って、令和5年度の事業運営は、以下を基本方針とし、その具体的施策を事業実施計画として行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響長期化も懸念されることから、社会情勢の変化を見据え柔軟に対応します。

1. 基本方針

- (1) 会員数の拡大と会員の意識向上に努める。
- (2) 就業機会の開拓、拡大及び提供に努める。
- (3) 事業運営の安定に努める。
- (4) 普及啓発事業の推進に努める。
- (5) 技能の向上を図る講習会などの実施に努める。
- (6) 安全・適正就業の推進に努める。
- (7) 組織体制の整備、強化及び活性化に努める。
- (8) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の推進に努める。
- (9) 事務局体制の整備に努める。

2. 事業実施計画

(1) 会員数の拡大と会員の意識向上

センターが地域のニーズに沿った役割を果たすには、就業の拡大と会員数の拡大が欠かせません。一日も早くコロナ前の水準を目指し、市広報誌への折込チラシ全戸配布などにより会員数の拡大を図ります。また大阪府シルバー人材センター協議会が実施する新聞広告やテレビCM等とも連携した啓発を行います。

さらに、総会や各種イベントへの会員の参加が少ないことなどから、就労の斡旋を目的とするハローワークとの違いや、センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」について理解を深めてもらえるよう努めるとともに、会員が出来るだけ長く働けるセンターを目指します。

① 会員の意識の把握

班別会議での意見や就業相談での会員の生の声を聴き、会員の意識を把握し、会員拡大に努めます。

② 女性会員の拡大

年齢区分別人口や新入会員数に占める女性の割合等をみると、女性会員の拡大の余地が大きいことから、全国シルバー人材センター事業協会と連携し、女性活躍促進に向けたシルボンヌマークやポスター（「シルボンヌ」は「シルバー」とフランス語の「ボンヌ」（お手伝い・親切の意味）を合わせた造語）を活用し、女性会員の増加に努めます。特に、「介護予防・日常生活支援総合事業」での就業は意義深いことから、女性会員拡大につながる手法を女性会員に検討いただく機会を設けるとともに、会員からの紹介制度も引き続き行います。

③ 情報発信

「会報」、「ホームページ」、「事務局だより」、「安全就業通信」などを充実し、魅力あるセンターをアピールします。また会員及び仕事の募集を、市広報誌折込チラシを活用し市内全戸への配布を継続して行います。

④ 会員の意識改革

会員の入会説明会において、センターの基本理念をより分かりやすく詳しく説明するとともに、講習会など機会あるごとに意識改革を含め、シルバー事業についての知識を深めていただけるよう努めます。

現在、「センターの会員」としての意識の向上や広報活動の一環として、背面に「センター」の名前が印刷されたジャンパーやベストを就業先の了解を得て就

業中に着用していますが、今後さらに着用が増えるよう努めます。

(2) 就業機会の開拓、拡大及び提供

新たな就業先の確保と新しい仕事の開拓が求められています。その対応として、企業、個人家庭及び公共団体に対して積極的に高年齢者にふさわしい仕事の開拓に努めます。

① 企業や個人家庭への訪問等

就業機会創出員による企業や個人家庭への訪問やパンフレットの配布により、センター事業のPRに引き続き努め、就業機会の拡大につなげます。

② 独自事業の継続及び検討

これまでの経験を活かせる仕事、地域に役立つ仕事、女性にも参加しやすい仕事など、多様な高齢者の就業ニーズに対応すべく、新たな独自事業の発案、立ち上げに向け取り組みます。

③ 地域に密着した業務の推進

「介護予防・日常生活支援総合事業」での就業は意義深いことから、これに関連する地域密着型業務（簡単な営繕等、一般家庭での仕事）において、相乗的な受注拡大を目指します。また、「空き家管理」事業については、関係機関との連携を図りながら取り組みます。

④ 調査研究

昨年度実施したセンターへの実情や意向を把握するための市民・事業者アンケートの実施結果を、今後の事業展開に反映します。

⑤ 就業相談の充実

毎月第3・第4木曜日に開催している就業相談の充実を図り、会員の希望する仕事を的確に把握して就業につなげます。

(3) 事業運営の安定

現在、国において、様々な政策が推し進められていますが、今後しばらくは「先行き不透明」な経済状況が続くものと思われます。今後も安定的に事業が継続できるよう、ソフト・ハード両面にわたり適切に対応する努力を続けます。

① 事務費率

今年度から改正した事務費率については、その経過を見守り、今後の経済情勢や近隣のシルバー人材センターの動向を見ながら適正に対応します。

② 補助金の確保

財政状況の厳しい国や市においては、今後も補助金の確保について非常に厳しい状況といえますが、引き続き理解を求め、支援が得られるよう取り組みます。

③ 消費税のインボイス制度への対応

本年10月から実施される消費税のインボイス制度への対応として、会員への周知やシルバー事業継続に則した制度となるように、全国シルバー人材センター事業協会、大阪府シルバー人材センター協議会と連携して取り組みます。

(4) 普及啓発事業の推進

普及啓発は、会員数の拡大、会員の意識向上、就業機会の開拓等に必要なものです。また、地域社会での理解も必要と考え、センターのPRになるようなイベントには積極的に参加します。

① フェスティバルの開催

独自開催となる「シルバー人材センターフェスティバル」については、状況に応じた感染症対策を講じた上で、多くの市民及び会員の参加を図ります。

② 各種イベントへの参加

市の清掃活動や介護予防をはじめとした健康関連のイベントなどに積極的に参加し、センターのPRに努めます。

③ ホームページ及びポスター等による情報発信

ホームページに掲載する情報の充実を図り、併せて管理及び更新を適切に行います。また、新たな啓発施設の確保に努めるとともに、引き続き公共施設や市営バス内でポスター掲示を行い、市の広報誌やホームページ、ミニコミ誌の積極的活用を検討し、一層のPRに努めます。

④ 会員への情報提供

会員とセンターとの共通認識を深めるため、「会報」、「事務局だより」、「安全就業通信」に加え、「ホームページ」により啓発に努めます。また、センター1階に設置している「情報コーナー」について、会員の積極的利用を推奨します。

⑤ 就業機会創出員によるPR

就業機会創出員は企業等を訪問し、就業機会の拡大に繋げていますが、個人家庭へのパンフレットの配布をも積極的に行い、センターのPRに努めます。

(5) 技能の向上を図る講習会などの実施

会員の知識や技能の向上と後継者の育成を図るため、適宜講習会を開催し、就業機会の拡大、確保に努めます。

① 講習会の実施

発注者のニーズに応えるため、就業に必要な技能を習得するための植木剪定、草刈機械講習会や交通安全講習会などの独自講習会を開催し、会員の知識や技能の向上と後継者の育成に努めます。

② 「高齢者活躍人材確保育成事業」との連携

大阪府シルバー人材センター協議会が、厚生労働省大阪労働局の委託事業として、60歳以上の方や企業に対してシルバー人材センターを広く周知・広報するとともに、入会に繋がる技能講習やセミナー等を実施する「高齢者活躍人材確保育成事業」について、連携を図り協力します。

(6) 安全・適正就業の推進

会員の安全就業と適正就業はセンターの最優先課題であり、令和3年度に整備

した「改正安全就業基準」や「就業事故等取扱基準」をはじめ、「適正就業ガイドライン」等に基づき着実に取り組むとともに、「情報コーナー」に配架・掲示している「健康管理」、「安全就業」、「適正就業」に関する情報誌なども活用し、安全で適正な事務執行に努めます。

① 安全管理体制の活用

安全適正就業推進員及び補助員が中心となり、安全適正就業パトロールを実施し、就業会員の率直な声を聞き、安全部会及び安全就業委員会、並びに事業部会及び適正就業委員会との連携を図り、安全就業の推進に取り組みます。

② 事故防止措置の徹底

草刈機械等の使用器具類の安全対策や事前点検、安全防護具着用の励行など、「安全就業基準」の遵守を徹底するとともに、「就業事故等取扱基準」に基づき事故内容の原因を分析し、有効な安全対策の確立に努めます。また、掲示板の活用や「救命講習」の受講を計画するなど、事故を防止するための更なる啓発に努めます。

③ 安全意識の普及と啓発

定期的に「安全就業通信」を発行し、事故発生状況など情報提供に努めるとともに、年間を通して安全適正就業パトロールにより就業場所などを訪問し、安全確認を行います。特に7月を「安全・適正就業強化月間」とし、この月を中心に会員や発注者の安全就業意識の向上を目指します。

④ 健康管理意識の高揚

健康保持が安全就業にもつながることから、少なくとも年に一度は健康診断を受けるよう勧奨するとともに、自らの健康は自らが守るとの観点に立ち、自己の健康管理の徹底を推奨していきます。

⑤ 適正就業の推進

公益法人として、特に、コンプライアンス（法令遵守）が求められることから、事業部会及び適正就業委員会との連携を図りながら、適正な事務執行に努めるとともに、会員への就業の提供に当たっては、「適正就業ガイドライン」を遵守し、ローテーション就業やワークシェアリングを活用して適正就業の推進に努めます。

(7) 組織体制の整備、強化及び活性化

センターの事業運営の充実を図る観点から、会員への情報提供の促進に努め、各専門部会などで組織の活性化、連携に取り組みます。また「センター設立40周年記念事業委員会」において、記念事業の実施に向けて取り組みます。

① 専門部会の充実

「総務」、「事業」、「広報」、「安全」の4専門部会は、シルバー事業のより一層の発展のため、視察、調査や情報提供に取り組むなど、一層の充実を図ります。

② 地域班活動や職群班活動の活性化

事務局職員が班別会議や職群班会議に積極的に参加し、会員の意見を聞き、シルバー事業の活性化に役立てます。

- ③ センター設立40周年記念事業の実施
「センター設立40周年記念事業委員会」において、記念式典・表彰の挙行、記念誌発行に向けて取り組みます。

- ④ 「第四次中期計画」策定委員会の設置
令和6年度からスタートする「第四次中期計画」（2024年度～2028年度）策定委員会を設置し、引き続き市民の皆さんから信頼されるセンターを目指します。

(8) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の推進

労働者派遣事業については、適正就業の推進も踏まえながら、引き続き就業機会の拡大に努めます。また、いわゆる「臨時的・短期的・軽易な業務」が、派遣事業及び有料職業紹介事業に限り緩和されており、他団体の活用実態等について最大限注視しつつ、その活用について検討します。

① 労働者派遣事業の推進

労働者派遣事業については、今後とも、センターの柱となる事業と捉え、大阪府シルバー人材センター協議会との連携を密にし、今後も新規受注に取り組みます。

② 有料職業紹介事業の検討

有料職業紹介事業については、引き続き取り組みます。

(9) 事務局体制の整備

各職員が自己啓発と能力向上に努め、職員間の連携を図り、課題や情報を共有することにより、事務局体制の強化を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、関係機関との連携を強化し、適切な対応と情報収集・提供に努めます。

① 職員の自己啓発

公益社団法人の職員としての自覚を持ち、自己啓発に努めます。

② 職員間の連携

センター内での職員の連携だけでなく、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会北部ブロック職員などを対象とした研修会などに積極的に参画し、他団体の職員との交流を図るなかで、各シルバー人材センターの現状を把握・分析し、将来のセンター運営に生かせるよう努めます。

③ 会員との意思疎通の推進

職員は専門部会、地域班別会議、職群班会議等に可能な限り参加し、情報の提供や意見交換に努め、会員との意思疎通を図ります。

④ 新型コロナウイルス感染拡大防止

市や大阪府の対応方針に基づく要請に積極的に応じるとともに、当センターとして、基本的な感染防止対策に努めます。